



医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、マイナ保険証による診療情報等または問診票等を通して、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に伴い、下記のとおり診療報酬点数を算定します。

初診時 1点

再診時(3月に1回) 1点

今後も正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力お願いいたします。



藤森病院